

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 586 号 この資料は全部お読みいただいて 150 秒です。

今回のテーマ： 公益法人制度改革から 10 年

2018 年 12 月で、公益法人制度改革から 10 年が経過しました。公益法人は、地域社会の社会福祉、環境保護への取り組みや教育・スポーツの分野等広範な領域で活動しています。ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会も公益法人です。

公益法人制度改革の背景

公益法人制度は、1896 年に制定された民法により設けられた制度で、この民法に基づく公益法人制度（以下「旧制度」という。）は、制度改革（いわゆる公益法人制度改革関連三法の全面施行）が行われた 2008 年 12 月まで 100 年以上の歴史がありました。旧制度においては、法人の設立・運営は主務官庁による許可・指導監督のもと行われていましたが、制度設立から 100 年を超え、旧制度では、現代の様々なニーズや社会の課題に対応することが困難になりました。このような背景のもと、民間による自発的で多様な公益活動を促進するための新たな仕組みが求められるようになりました。

公益法人制度改革の概要

旧制度においては、法人の設立と公益性の判断が一体となっていました。また、その公益性の判断が主務官庁の裁量によって行われていたため、法人設立が許可されるか否かの予見可能性が低く、公益活動を始めようとする者の意欲をそいでしまっているとの指摘がありました。このことを受け、新制度においては、法人格の取得と公益性の判断が分離され、公益性の有無にかかわらず、登記のみにより法人（一般法人）の設立が可能となりました。また、公益認定の基準は法の下に定められ、民間有識者からなる合議制機関が当該基準に基づき公益性を審査して判断する仕組みになりました。そのうえで、公益法人には、税制上の優遇や国民からの寄付を受ける法人として適切な運営を行うためのガバナンスの構築や情報開示が求められ、加えて遊休財産の保有制限等、いわゆる「財務三基準」と称される財務に関する規律が設けられました。

公益法人の現状

内閣府公益認定等委員会によると 2017 年 12 月 1 日時点において、公益法人は 9,493 法人存在しています。このうち、旧制度における公益法人は 8,893 法人、制度改革後に新たに公益法人となった法人は 595 法人存在します。また、公益法人の事業規模は、2017 年の公益法人全体の公益事業のために使われた費用（公益目的事業費用）は約 4.6 兆円にのぼり、その活動領域の拡大に合わせ、事業規模は拡大しています。

お見逃しなく！

新制度は、公益法人自らが適切なガバナンスを構築し、自律的な運営が可能となったとして評価されています。公益法人に対する寄付金税制も拡大しており、公益法人がその活動を行うために寄付を集めやすくする環境も整えられつつあります。

今後、公益法人の活動がより広がるためには、その活動が広く理解される必要があります。公益法人自らがその活動内容や財務状況について積極的に情報発信していくことが、国民の公益法人に対する理解と信頼を高めることにつながり、我が国における公益活動の拡大につながるものと考えられます。